

■第343回食品安全委員会

日時：平成22年8月5日（木）14：00～14：45

傍聴者：52名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）農薬「チオベンカルブ」に係る食品健康影響評価について

・「チオベンカルブの一日摂取許容量（ADI）を、0.009mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊除草剤で、だいた、にんじん等に使用します。移植水稻への適用拡大申請及び魚介類への残留基準の設定要請がされています。

（2）リスク管理機関からの照会について（報告）

1）L-グルタミン酸アンモニウムに係る添加物評価書について

・事務局から報告。

＊食品の風味増強剤、食塩代替品等として、広く欧米諸国等で使用されています。

（3）平成21年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。

・平成21年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果が、原案のとおり決定された。

（4）食品安全委員会の7月の運営について

・事務局から報告。

（5）平成22年度食品安全モニター会議について

・事務局から報告。

・各委員から、各地で開催された会議に出席しての感想等が述べられた。